

2024年度後期授業料分納及び徴収猶予の申請について

2024年度後期（10月～3月）分授業料の分納及び徴収猶予を希望する方は、下記により申請してください。

記

1 提出書類

① 授業料分納等申請書（全員）

授業料負担者本人が自署してください。

分納の場合、支払日等は原則として下記の表のとおりとなります。

	納入期限	支払回数及び分納1回当たりの金額			
		分納4回	分納3回	分納2回	【専攻科のみ】 分納2回
1回目	2024年11月26日	66,975円	89,300円	133,950円 (66,975円)	68,475円 (34,238円)
2回目	2024年12月26日	66,975円	89,300円	—	—
3回目	2025年 1月27日	66,975円	89,300円	133,950円 (66,975円)	68,475円 (34,237円)
4回目	2025年 2月26日	66,975円	—	—	—

※授業料の半額を減免された方が分納する場合は、1回目及び3回目の納入期限に各66,975円を納入するようになります。

徴収猶予の場合、猶予期間は原則として2025年2月26日（水）までです。

申請理由欄に、納入期限までに授業料を納入することが困難な理由を詳しく記入し、授業料負担者の世帯構成をご記入ください。

② その他提出書類（必要な方のみ）

分納等申請の受付後、審査の過程で下記書類の提出を求める場合があります。

提出を求められた際は、速やかにご提出下さい。

・住民票の謄本

世帯全員分の住民票謄本。（戸籍謄本は受付できません。）

ただし、申請人が大学進学により住所を変更し単身世帯となっている場合、申請人本人の住民票は不要です。

・市町村県民税課税証明書

授業料負担者の属する世帯のうち、所得のある方全員分の課税証明書。

・特別な事情を証明する書類

不慮の災害又は疾病、その他やむを得ない特別な事情により納入期限までに授業料を納入することが困難な場合は、その事実を証明する書類。

（例．罹災証明書、疾病の診断書等）

2 書類提出期限 2024年10月10日(木) 17時 必着

※早めの書類提出にご協力ください。

3 申請受付書 郵送にてご提出の方で、「分納等申請受付書」の受け取りをご希望の方は、メールアドレス記入票を併せてご提出ください。受付後、メールにて受付書を送付いたします。

4 提出先
お問合せ先 〒751-8510
下関市大学町二丁目1番1号 本館I棟1階④番窓口
下関市立大学事務局 総務部 経理課
TEL (083)252-0288 (内線220)
FAX (083)253-1622

※ 分納等の許可を受けた場合でも、授業料口座振替の申請をされている方は、2024年10月28日(月)に登録している預金口座へ
267,900円(半額減免許可者は、133,950円)
の預金残高があった時は、自動引落しされますのでご注意ください！
なお、引落された授業料については返金できません。

※ 『高等教育の修学支援新制度』に申請された方、及び申請予定の方は、申込できません。ご注意ください。

授業料分納申請により取得した情報は、授業料納入業務のために利用し、その他の目的には利用しません。
また、提出された書類の返却はいたしません。